

川崎市告示第445号

川崎港の臨港地区内の分区の指定

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、川崎港の臨港地区内の分区を次のように指定する。

その関係図書は、川崎市港湾局港湾経営部経営企画課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

商港区

川崎市川崎区扇島の一部

工業港区

川崎市川崎区扇島の一部